

## 品川区制限付き一般競争入札実施要領

(平成 5 年 9 月 17 日部長決定)

(平成 7 年 11 月 27 日一部改正)

(平成 14 年 3 月 19 日一部改正)

(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 8 月 24 日一部改正)

(平成 30 年 5 月 29 日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要領は、品川区制限付き一般競争入札実施要綱(平成5年品川区要綱第64号。以下「実施要綱」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (入札案件の範囲)

第2条 実施要綱第2条に定める制限付き一般競争入札の適用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約 入札予定価格 1,000 万円以上
- (2) 委託・賃貸借契約 入札予定価格 1,000 万円以上
- (3) 物品供給契約 入札予定価格 1,000 万円以上

2 前項に規定された額未満の契約については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の規定に基づき指名競争入札とする。

3 一般競争入札に付したところ、入札参加申込者がなく、工期等により再度公告の余裕がない場合または緊急の必要により一般競争入札に付することができない場合は、指名競争入札により契約を締結することができる。

### (対象入札案件の内容変更の取扱い)

第3条 公告した対象入札案件の内容変更の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 履行場所変更は、既申込業者の意向確認の後、改めて追加希望(5日間程度)をとる。
- (2) 格付条件の変動を伴う金額の変更は、下位変更は既申込業者で実施し、上位変更は主管課と協議し、問題がある場合については、既申込業者にその旨を伝えて、改めて希望をとる。
- (3) 履行時期の変更は、3ヶ月以上の変更の場合の取扱いは、履行場所の変更と同じとする。

### (入札参加資格のないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 品川区工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止(回避を含む)期間中であるもの
- (3) 資格審査サービスにおいて品川区に登録のない者
- (4) 同一入札案件において、事業協同組合が参加した場合における当該組合の組合員
- (5) 成績不良の者または不誠実な行為や信用失墜行為を行った者
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札に参加させることが不相当であると認められる者

### (区内業者の優先)

第5条 発注案件が、区内業者の履行能力で十分対応できると判断される場合は、区内業者を優先する。

### (不採用業者の取扱い)

第6条 実施要綱第6条に基づく「制限付き一般競争入札参加申込書」を提出し、資格審査の結果不採用と

なった業者については、その旨を通知する。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に経理課長が定める。

付 則

この基準は、平成5年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。